

## 第2回新潟市中央区体育施設等指定管理者申請者評価会議

### プレゼンテーション 会議録

日時：令和5年10月24日（火曜）午後1時30分～午後3時30分

会場：新潟市中央区役所5階 対策室1

出席者：評価委員 高岡 美代子、尾身 武、今西 博一、西原 康行、本間 武

事務局・司会 中央区役所地域課

傍聴者：3名

事務局	新潟市中央区体育施設等指定管理者申請者評価会議を始めます。
事務局	<p>はじめに、これまでの経過について、ご報告をいたします。</p> <p>鳥屋野運動公園野球場等及び鳥屋野運動公園馬場については、応募団体は各1団体です。事務局による書類確認または尾身委員による会計の資格審査の結果で不合格の団体はございませんでした。</p> <p>プレゼンの説明が20分以内、その後、ヒアリング、質疑応答を10分以内で行います。それぞれ残り1分の時点で、ベルを鳴らしますので、さらに時間が来ましたら、再度ベルを鳴らして終了となります。</p>

事務局	<p>それでは、これより鳥屋野運動公園野球場等の公開プレゼンテーションを開始いたします。</p> <p>公益財団法人新潟市開発公社 プレゼンテーション（省略）</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここでプレゼンテーションを終了させていただきます。</p> <p>続きまして、委員の皆さまから、今回のプレゼンテーションや提案書の内容に関する質問等、ヒアリングをお願いします。</p>
今西委員	<p>これまで施設の老朽化に伴う事故等があったかどうか。そして、それにどう対応したかということをお聞かせください。</p>
申請者	<p>60年という長い歴史がある中で、私は7年前から施設の管理に携わっていますが、この最近の5年で一気に老朽化が進んだなという感想を持っています。私が管理している中では、主だった大きな事故というのはありませんでした。施設建設当初にはなかったと思いますが、今は周辺に事業所ができたり、住宅ができたりしています。野球場の大きな飛球が場外に出まして、隣の事業所の車を直撃して、大変ご迷惑をおかけしたという事例が一つありました。そのときは、野球の大会でしたが、大会の主催者も保険をかけておらず、最終的にはプレーをしていたチームが保険をかけていたので、そこのチームの方の保険を使</p>

	<p>わせていただきました。その事故をきっかけに大会の主催者には、できるだけ保険に入ってくださいとこちらからお願いをするようにしたという事例がございます。</p>
尾身委員	<p>利用形態別の取組みに関して、個人利用に関する部分で、提案として新潟市と協議されるということなのですから、これはもうすでにされているのか、新たに年度が変わってからスタートするのでしょうか。</p>
申請者	<p>条例上に個人利用という設定がない施設になっており、団体利用を想定した施設です。鳥屋野体育館とか、体育館施設では気軽にバドミントンができたり、トレーニングができたりと個人利用の設定があるのですけれども、ここの施設でも同じようにそれができないかなというところで、実は5年前も同じ提案をさせていただいて、その当時間も協議をした経緯があるのですけれども、最終的にいい答えが導き出せなかったものですから、今回も新たな5年をきっかけにまたお話をさせていただければと考えています。</p>
高岡委員	<p>現在、野球場、山二ツ、競技場、三つのところの説明を頂いたのですけれども、天寿園の管理とか、交通公園の管理もされているのですか。</p>

申請者	<p>はい、私どもは交通公園も管理しております。</p> <p>天寿園は、新潟市開発公社のまた別の部署で管理させていただいております。</p>
西原委員	<p>山二ツ運動広場ですが、これから無人化したときに、受付業務など、人がいない状況の中で、どうやって管理をされていくのか聞かせていただけますか。</p>
申請者	<p>今までのが有人であったため、現地にスタッフがいる状態でグラウンド整備、除草、環境整備というのは常にできましたが、それが常日ごろからはできないというところで、週に二、三回は、鳥屋野運動公園のほうから山二ツ運動広場へ出向いて作業していくシミュレーションをしております。もっといい方法があるかどうかというところは引き続き、探っていきたいと思えます。開発公社のほかの部署で、ほかの区で管理している同じような施設もありますので、この事例を参考にしながら、良いやり方を見つけていきたいと思えます。</p>
本間委員	<p>苦情とか要望への対応について、最近、よくあるカスタマーハラスメントといったものもきっとあると思えます。そういったものを受けた場合の対策というものはありますでしょうか。</p>
申請者	<p>幸いなことに、今までの管理の中でカスタマーハラスメント</p>

	<p>と言われるような事案が起こってはいませんが、例えば、野球場では、雨天時の利用の判断が非常に難しいケースがあります。</p> <p>例えば、土曜日にAという大会、日曜日にBという大会があり、それぞれ主催者が違う状況という場合で、A大会は雨だが、どうしても試合をやらせてほしいという要望をいただくことがあります。ただし、雨の中で使ってしまうとグラウンドの状態が悪くなり、終了後に整備をすることも難しくなります。そのため、次の日のBの大会に非常に影響が出てしまうというところで、管理者側としては、断らざるを得ないという事例があります。そのときはA主催者もやらせてもらわないと困るということ強く言われまして、最終的には使っていただいて、翌日は朝早くになんとか整備をしてBの大会にも使っていただいたということがありました。そのほか困った事例というのは、今のところはないです。</p>
本間委員	年間、苦情はどのくらいあるのですか。
申請者	ほとんどありませんが、野球場の騒音（アナウンス）が大きいということで、近隣の住宅からというのはあります。
事務局	委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。 <p>以上で、鳥屋野運動公園野球場等の申請者の公開プレゼンテ</p>

事務局	<p>ーションを終了いたします。申請者はご退室をお願いいたします。</p> <p>続きまして、鳥屋野運動公園馬場の公開プレゼンテーションを開始いたします。</p> <p>新潟市馬術協会 プレゼンテーション（省略）</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、ここでプレゼンテーションを終了させていただきます。</p> <p>続きまして、委員の皆さまから、今回のプレゼンテーションや提案書の内容に関する質問等、ヒアリングをお願いします。</p>
今西委員	<p>3点お伺いしたいと思いますが、1点目は、管理について夜はだれもいなくなるのですか。</p>
申請者	<p>いるときもありますが、様子を見て問題がなさそうなら帰宅しております。</p>
今西委員	<p>何でお聞きしたかというのと、例えば、雷が鳴って、馬が驚き暴れるというようなことはないのですか。</p>
申請者	<p>今のところ、少し驚くくらいはありますが、大暴れして、けがをするようなことはこれまで管理する中ではありません。</p>
今西委員	<p>2点目、周辺にかなり家が建っていますが、近隣の方々からのクレーム、そしてそれに対してどのように対応されたか教え</p>

<p>申請者</p>	<p>てください。</p> <p>ゲリラ豪雨のような雨が降ることで、馬場の砂が道路に一気に流れ出して、近隣住民の方にご意見をいただくことがあります。土のうで対策したり、側溝が詰まらないようにしたりということは心掛けています。</p> <p>また、馬場の前に駐車場スペースがありますが、週末など会員さんが多く来るときには、駐車場スペースがあふれることがあり、歩道が埋められて歩きにくいという苦情を受けたときには、会員の皆様に周知いたしまして、隣接の市営の鳥屋野野球場の駐車場に車を移して、そこから歩いて来ていただく対応を取っています。</p>
<p>今西委員</p>	<p>3点目、老朽化している施設を使っているときに、何か工夫されているようなことは何かありますか。</p>
<p>申請者</p>	<p>なるべく自分たちで、老朽化して危なくなった箇所について、早期に馬や人がけがをしないように修繕して直したりするようになっています。</p> <p>施設が古いので当然、厩舎内には冷房がありません。そうすると高齢の馬とか、体調が優れない馬とか、馬もやはり暑さに対する適応度がそれぞれ違うので、弱い馬については、簡易型</p>

	<p>の冷房装置を買って、それを馬の前に置くというようなことをしています。</p>
尾身委員	<p>馬場の管理施設、隣に協会事務所があると思いますが、これは管理施設とは別で借りているということなののでしょうか。管理施設内なののでしょうか。</p>
申請者	<p>協会事務所は管理施設内の施設をお借りしているということです。また、乗馬クラブにはクラブハウスという会員の方が馬の情報を交換できるサロンみたいなものを置くのを慣習としております。この協会事務室の中には、クラブハウス的な側面、会員の皆さんのヘルメット、ブーツを置いておくロッカー、更衣室、シャワールーム等もあります。そういう点では、事務室というよりも総合的な乗馬クラブの施設の中の一部を事務スペースとして兼用させていただいているというのが実情に近いかと思います。</p>
尾身委員	<p>計画書で出ている賃借料というのも、ここの部分に該当するのでしょうか。また、新潟市から借りているということですか。</p>
申請者	<p>そうです。</p>
高岡委員	<p>人件費が年間 24 万というのはどういったことなのでしょうか。</p>



申請者	<p>これは管理事務のみの人件費であり、自主事業にかかわるような賃金というわけではありません。</p>
事務局	<p>以上で、鳥屋野運動公園馬場の申請者の公開プレゼンテーションを終了いたします。申請者をご退室をお願いいたします。</p> <p>傍聴者の皆様もご退室をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>